

菊池広域連合 個別施設設計画



令和7年10月

目次

第1章 菊池広域連合の概要	2
1-1 菊池広域連合の概要	2
1-2 地勢	3
1-3 人口動向	3
第2章 計画の趣旨	6
2-1 背景・目的	6
2-2 位置付け	6
2-3 計画期間	6
2-4 対象施設	7
第3章 施設長寿命化の基本方針	9
3-1 目標耐用年数の設定	9
3-2 長寿命化の判定基準	11
3-3 改修周期の設定	12
3-4 対策の優先順位の考え方	14
3-5 対象施設の健全度	16
第4章 施設の維持管理方針と実施計画	18

第1章 菊池広域連合の概要

1－1 菊池広域連合の概要

菊池広域連合は、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図ると共に、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、平成10年7月に、当時関係8市町村により発足しました。現在、構成団体は、平成の大合併を経て、菊池市、合志市、大津町、菊陽町の2市2町となっています。

また、菊池広域連合の担う事務は、以下の10件となっています。

- (1) 関係市町の一体的整備に係る調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 広域行政体制の整備に関すること。
- (3) 関係市町職員等の集合研修に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)。
- (8) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)第2条の規定により広域連合が処理することとされている事務に関する事務。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 1 項の規定により関係市町が行う火葬に係る焼骨を収蔵する納骨堂(以下「無縁仏納骨堂」という。)の設置、管理及び運営に関する事務。

菊池広域連合の構成団体:菊池市、合志市、大津町、菊陽町

1-2 地 勢

構成団体が位置する菊池地域は、熊本県の北東部に位置し、南は熊本市と上益城郡、西は熊本市と山鹿市、東は阿蘇市と阿蘇郡、北は大分県に接しています。

東北部には阿蘇外輪山の山々がそびえ、西南部には菊池川や白川などの流域に広大な平野、台地が広がる自然環境に恵まれた地域です。

面積は約466km²で、人口は約18万9千人で、大規模住宅団地の開発とそれに伴う商業施設の集積が進み、人口増加率は県平均を大きく上回っています。

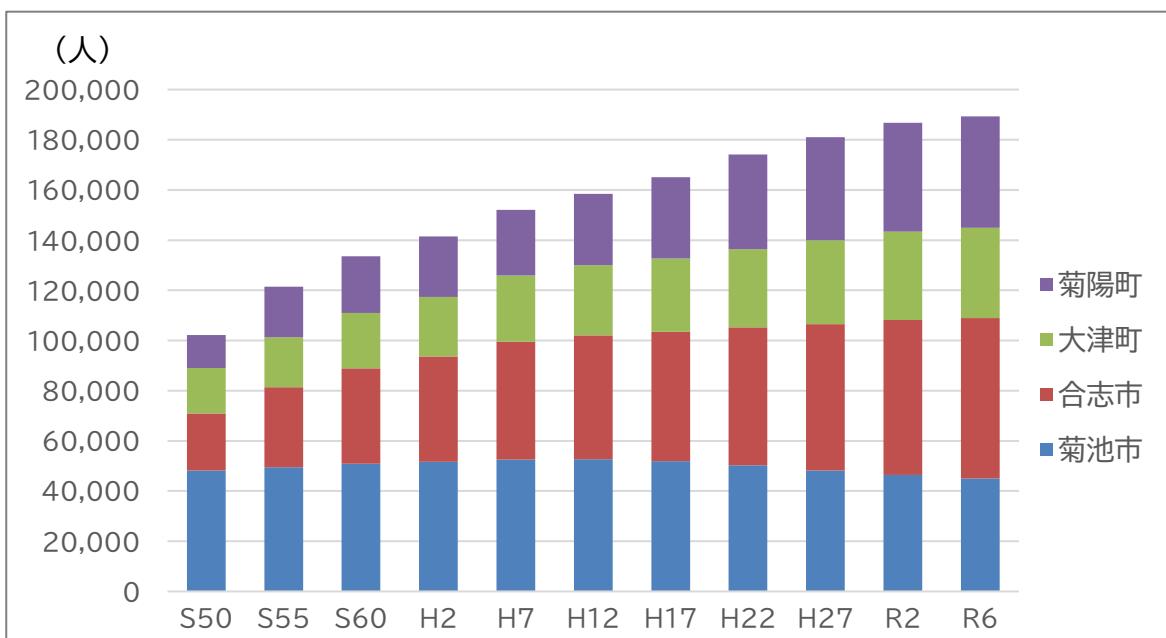
また、渓谷や温泉、歴史等を資源とした観光業と共に、平野部では、米、野菜、果物、畜産、花き等の複合的・高生産性農業が展開されています。

1-3 人口動向

管内の人口は、令和6年度時点で約18万9千人となっており、昭和50年以降増加傾向が続いている。構成団体ごとにみると、菊池市は平成17年以降減少していますが、合志市、大津町、菊陽町が大きく増加しています。

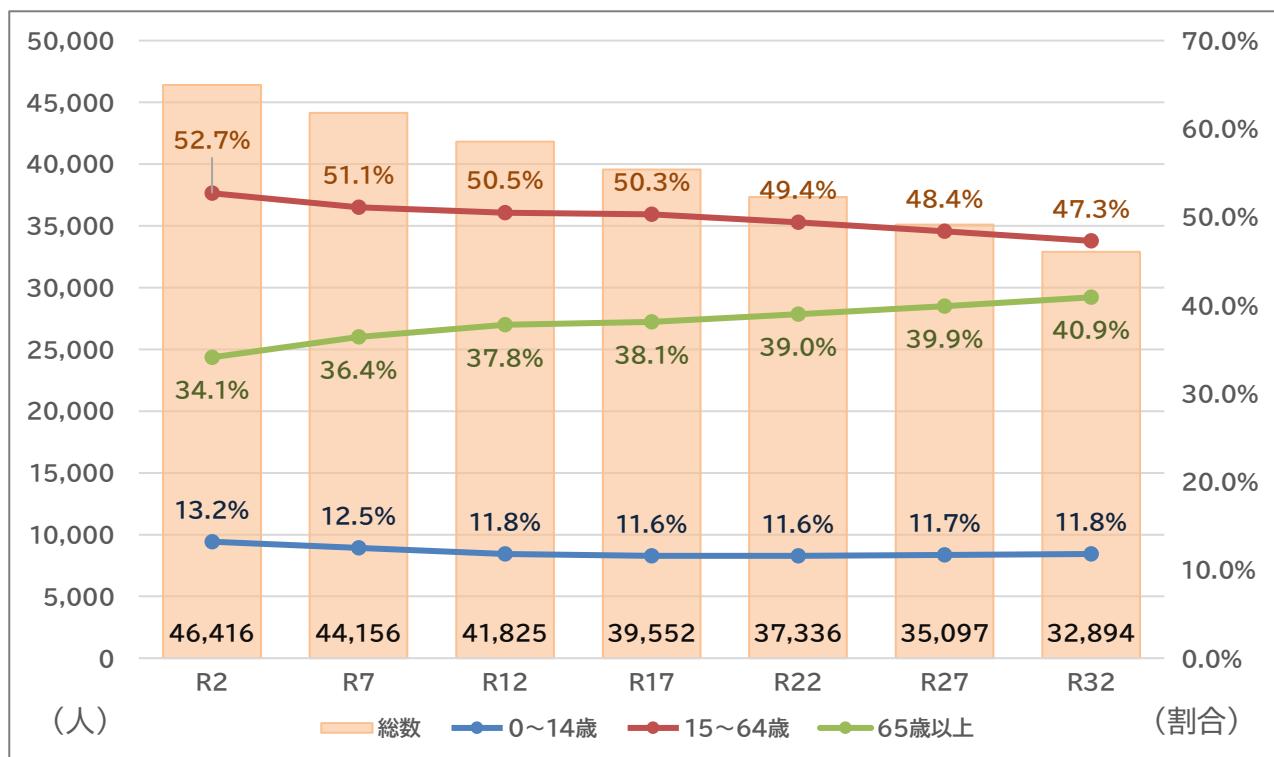
	(単位:人)										
	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R6
菊池市	48,268	49,527	50,831	51,610	52,545	52,636	51,862	50,194	48,167	46,416	45,036
合志市	22,664	31,856	38,142	42,014	46,925	49,391	51,647	55,002	58,370	61,772	63,892
大津町	18,086	19,894	22,008	23,744	26,376	28,021	29,107	31,234	33,452	35,187	35,997
菊陽町	13,138	20,152	22,585	24,154	26,273	28,360	32,434	37,734	40,984	43,337	44,450
合 計	102,156	121,429	133,566	141,522	152,119	158,408	165,050	174,164	180,973	186,712	189,375

(国勢調査)※令和6年は熊本県推計人口調査(10月1日現在)による

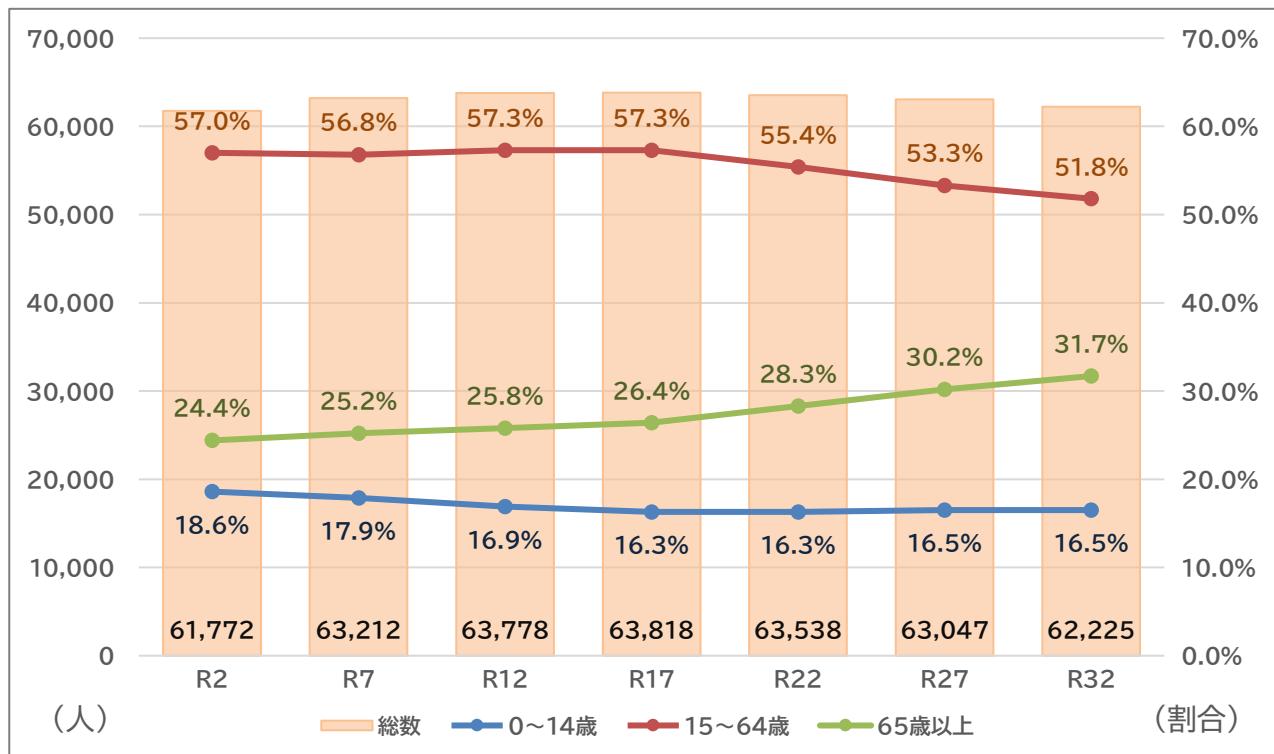


各構成市町村の今後の人口動向は以下の通りになっています。

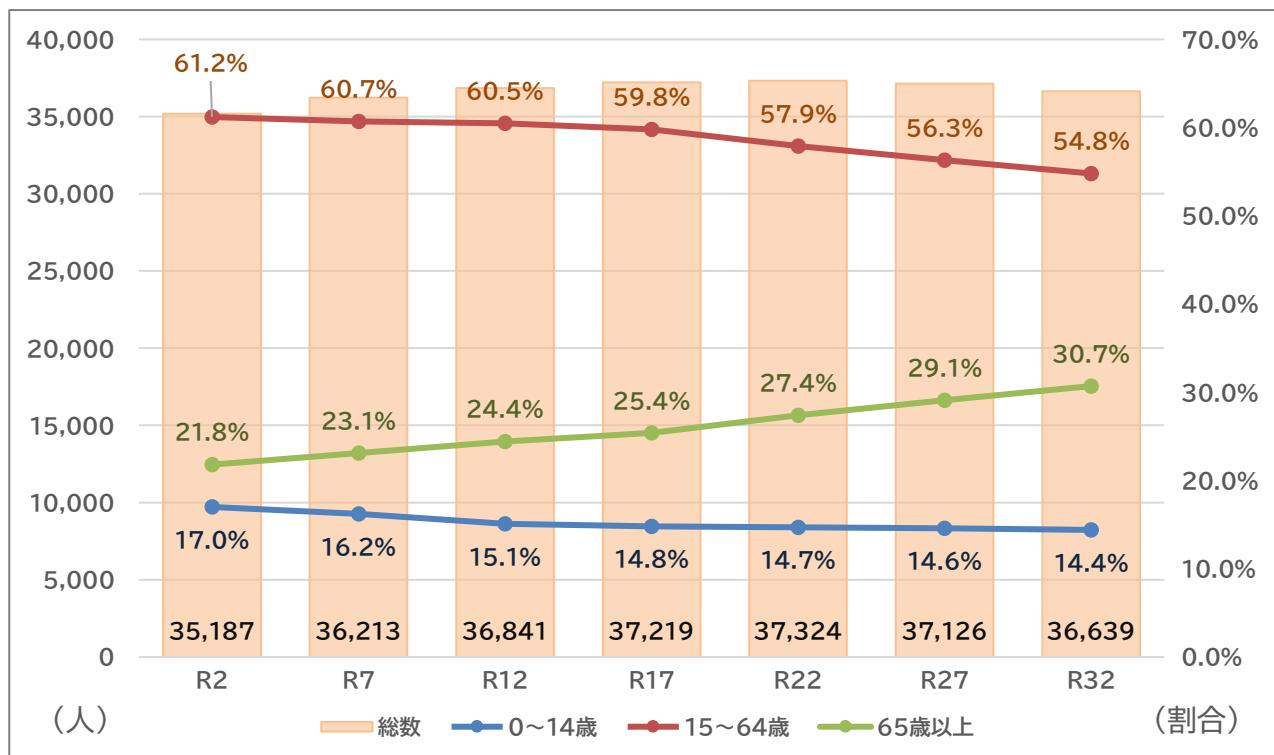
(1)菊池市



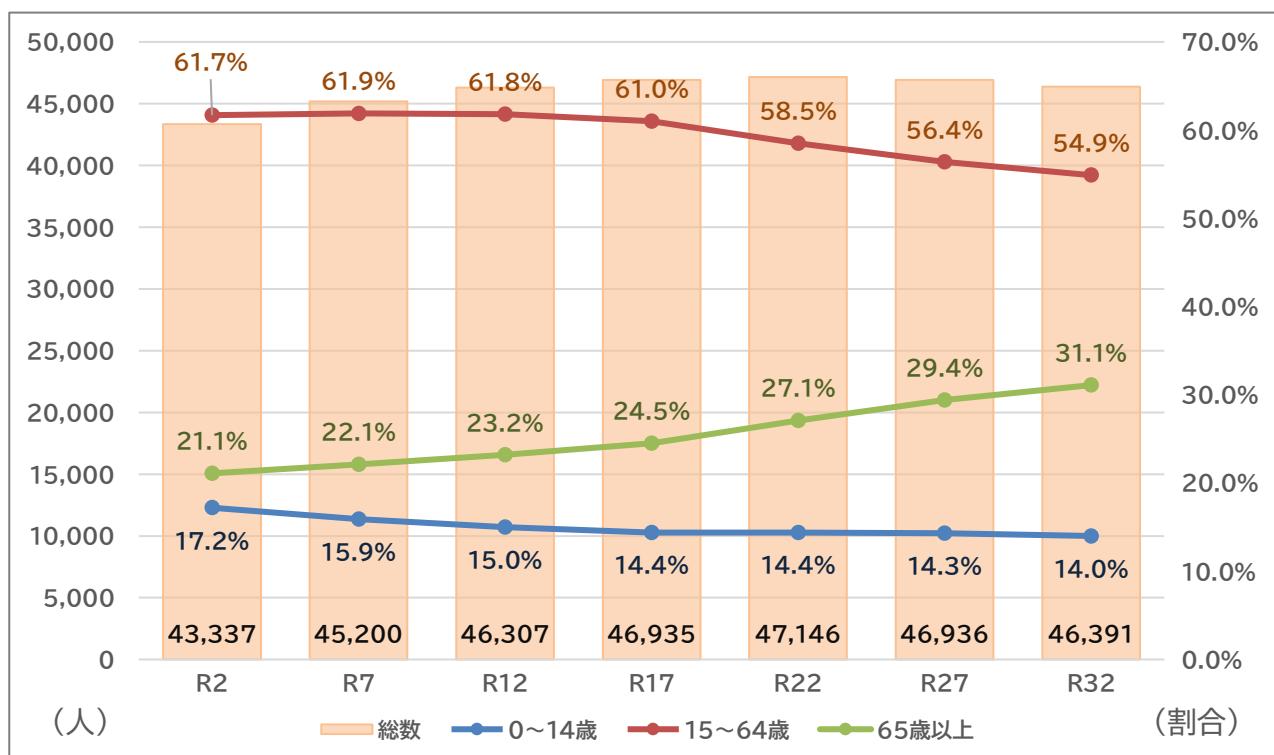
(2)合志市



(3)大津町



(4)菊陽町



第2章 計画の趣旨

2-1 背景・目的

菊池広域連合では、これまでに消防庁舎等をはじめとする公共施設が整備され、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきました。しかし、これらの施設は今後老朽化が進行し、更新・建替えや改修に係る費用の増大と、一定の時期への財政負担の集中が懸念されます。また、少子高齢化の進展や人口減少、社会的ニーズの変化など、施設建設当時からの社会情勢の変化に対応していくことも課題となっています。

さらに、令和5年より菊池環境保全組合と統合したことにより、従来の消防庁舎等に加え、廃棄物処理施設も菊池広域連合の管理対象となりました。これにより、安全・安心の確保に加え、生活環境の保全や循環型社会の形成といった新たな役割を担うこととなっています。

このような背景を踏まえ、菊池広域連合では、人口動態や財政状況を見据えた長期的な視点のもと、公共施設の利用状況や劣化状況を把握しつつ、施設の更新・総量の適正化・長寿命化を総合的かつ計画的に進めるため、平成31年3月に「菊池広域連合公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、令和6年3月に改訂を行いました。

2-2 位置付け

総合管理計画は、上位計画である「菊池広域連合広域計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。

本計画は、総合管理計画の方針との整合性に留意しつつ、長期的な視点をもって、公共施設の更新・長寿命化を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定します。

2-3 計画期間

総合管理計画は、令和元年度から令和39年度までの39年間を計画期間とし、当初の令和元年度から令和9年度までの9年間を第1期として、以後10年ごとに見直しを行うこととしています。本計画の計画期間は、令和7年度から令和39年度までの33年間とし、当初の令和7年度から令和9年度までの3年間を第1期として、以後5年ごとに見直しを行うこととします。

2-4 対象施設

本計画においては、総合管理計画で対象とした消防施設、衛生処理施設等を基本とします。ただし、簡易的な車庫や既に除却済みの泉ヶ丘消防署については対象外としています。

■対象施設

番号	施設分類	施設名称	建物名称	建物構造	建築年度	延床面積(m ²)
1	消防施設	消防本部	庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート	S48	726.3
			空気充填室	コンクリートブロック	S56	36.0
			会議室仮眠室棟	鉄筋コンクリート	H3	392.3
			事務所棟	鉄骨鉄筋コンクリート	H26	166.6
			少量危険物保管庫	鉄骨造	R1	3.4
			無線基地局局舎	鉄骨造	H28	4.0
2	消防施設	消防指令センター	通信指令センター	鉄筋コンクリート	H21	460.5
3	消防施設	南消防署	庁舎	鉄骨造	H17	131.5
4	消防施設	北消防署	庁舎	鉄筋コンクリート	S61	2077.6
			訓練塔	鉄筋コンクリート	S61	135.2
			車庫	鉄骨造	S61	126.0
			機械室	鉄骨コンクリート	S61	34.3
			井戸ポンプ室	鉄筋コンクリート	S61	4.0
5	消防施設	西消防署	庁舎	鉄筋コンクリート	H24	862.0
			車庫	鉄骨造	H24	340.0
			無線基地局局舎	鉄骨造	H28	8.0
			少量危険物保管庫	鉄骨造	R5	1.9
6	消防施設	桜消防署	庁舎	鉄筋コンクリート	R5	1798.4
7	し尿処理施設	クリーンセンター 花房	ポンプ室	コンクリートブロック	H15	7.8
			クリーンセンター花房	鉄筋コンクリート	H17	4348.0
			車庫	鉄骨造	H17	86.1
8	火葬場・納骨堂	菊池火葬場	菊池火葬場	鉄筋コンクリート	S62	809.0
9	火葬場・納骨堂	大津火葬場	大津火葬場	鉄筋コンクリート	S59	799.5
10	火葬場・納骨堂	納骨堂	納骨堂	木造	H24	19.8
11	事務局	公用車車庫	公用車車庫	鉄骨造	H17	42.0
12	ごみ処理施設	旧菊池環境保全組合 組合事務局	旧菊池環境保全組合 事務局	木造	H14	128.0

番号	施設分類	施設名称	建物名称	建物構造	建築年度	延床面積(m ²)
13	ごみ処理施設	東部清掃工場	工場棟	鉄筋コンクリート	H6	2124.3
			工場棟増築	鉄筋コンクリート	H12	1098.5
			管理棟	鉄筋コンクリート	H6	282.7
			倉庫棟	鉄筋コンクリート	H13	50.0
14	ごみ処理施設	環境美化センター	再資源化工場	鉄筋コンクリート	H9	3305.3
			ストックヤード棟	鉄筋コンクリート	H9	586.3
			浸出水処理施設	鉄筋コンクリート	H9	544.1
			管理棟	鉄筋コンクリート	H9	261.8
			倉庫	鉄筋コンクリート	H9	79.8
15	ごみ処理施設	旧杉木埋立処分場	浸出水処理施設	鉄筋コンクリート	S58	208.0
16	ごみ処理施設	クリーンの森合志	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート	R2	7571.7
			管理棟	鉄筋コンクリート	R2	1243.7
			EV 棟	鉄筋コンクリート	R2	264.5
			計量棟	鉄筋コンクリート	R2	328.8
			洗車棟	鉄筋コンクリート	R2	236.5
17	ごみ処理施設	最終処分場	被覆型最終処分場	鉄筋コンクリート	R3	11186.0
			屋外消火栓ポンプ庫棟	鉄筋コンクリート	R3	8.8
			浸出水処理施設	鉄筋コンクリート	R3	1285.2

第3章 施設長寿命化の基本方針

3-1 目標耐用年数の設定

鉄筋コンクリート造の公共建築物の目標耐用年数を、「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」を参考に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造を80年(普通の品質の場合の上限値)と設定します。同様に、鉄骨造、コンクリートブロック造については、60年、軽量鉄骨造、木造については、40年と設定します。

し尿処理施設、ごみ処理施設については、50年(工場の高品質の場合の上限値)と設定します。

また、「予防保全」の考え方を取り入れた長寿命化を図っていくためには、建物を構成する主要な部位別に改修周期を設定する必要があることから、「建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人 建築保全センター)」の標準耐用年数を参考に、部位別改修周期を設定します。

■建築物全体の望ましい目標耐用年数

構造種別 用途	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造		軽量 鉄骨	ブロック造 れんが造	木造			
			重量鉄骨							
	高品質 の場合	普通の 品質 の場合	高品質 の場合	普通の 品質 の場合						
学校	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.60 以上			
官庁	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.60 以上			
住宅 事務所 病院	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.40 以上			
店舗 旅館 ホテル	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.40 以上			
工場	Y.40 以上	Y.25 以上	Y.40 以上	Y.25 以上	Y.25 以上	Y.25 以上	Y.25 以上			

※資料:建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

■目標耐用年数の級の区分の例

	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y.150	150 年	120~200 年	120 年
Y.100	100 年	80~100 年	80 年
Y.60	60 年	50~80 年	50 年
Y.40	40 年	30~50 年	30 年
Y.25	25 年	20~30 年	20 年

※資料:建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

■部位別改修周期

部位項目		標準耐用年数
建築	外壁	20~30 年
	屋上防水	20~30 年
電気	受変電設備	30 年
	電灯設備	20 年
機械	空調設備	20 年
	給水設備	20~30 年
	エレベーター	30 年

※資料:建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人建築保全センター)参照

3-2 長寿命化の判定基準

建築物は、構造躯体の健全性が確保されてはじめて長期間使用することができますが、施工方法やその後の使用状況、また立地環境により使用できる年数が異なります。このため長寿命化の可否を判断するためには、建物ごとに構造躯体の健全性を評価する必要があります。

構造躯体の健全性の評価にあたっては、耐震診断を実施済みの建物については、既存の調査資料を基とします。耐震診断による調査が行われていない建物については、施設別の方針により今後も維持していく施設については、順次、コア抜きを行い構造躯体の健全性調査を実施します。

また、新耐震基準の建物については、試算上、長寿命化可能と判定しますが、長寿命化改修の実施にあたっては、構造躯体の健全性調査を実施します。

■構造躯体の健全性評価

1)圧縮強度(数値が大きいほど強い)

標準的なコンクリートの圧縮強度が、 13.5N/mm^2 未満では十分な強度とはいえない改修に適さないため、 13.5N/mm^2 以上を「長寿命化が可能」と判断する。

2)中性化深さ(数値が小さいほど健全)

大気中の二酸化炭素がコンクリートに侵入し中性化が内部の鉄筋まで進行すると、鉄筋の腐食によりコンクリートと鉄筋の一体性が失われ、建物が本来の力を発揮できなくなため、長期間の使用に支障をきたすそれがある。このため中性化の深さが、最低限のかぶり厚さ(コンクリート表面から鉄筋までの厚さ)である 30mm に達していない場合を「長寿命化が可能」と判断する。

3)中性化の進行速度(数値が小さいほど健全)

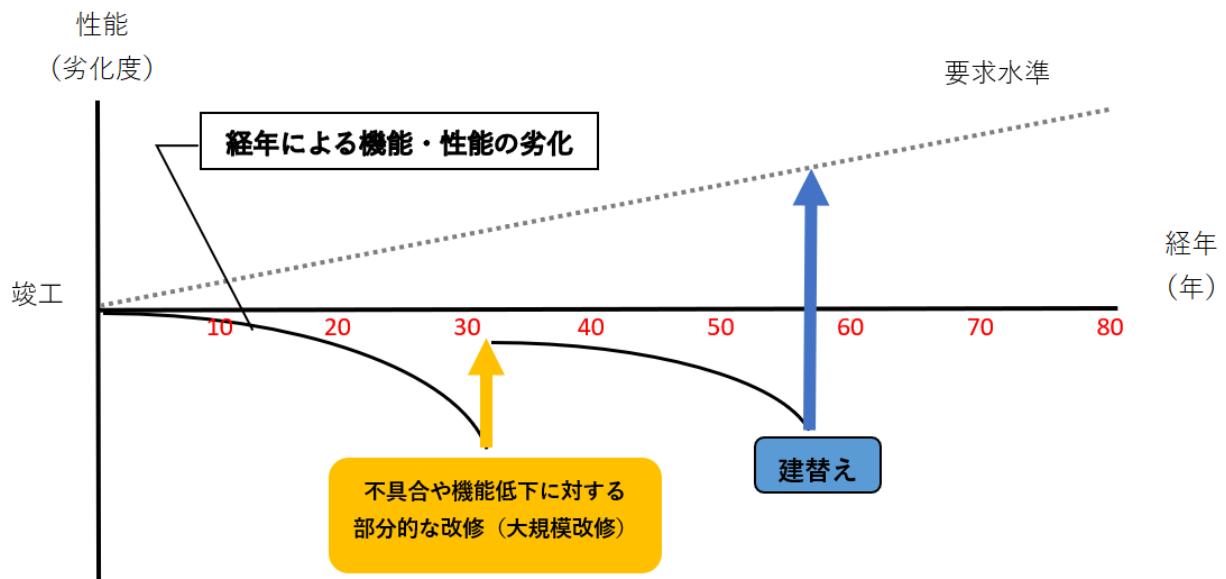
中性化の現象は、築年数の経過とともに徐々に進行するが、コンクリート表面仕上材の種類やコンクリートの品質によっても中性化の進行が早くなり劣化が進む。このため、築年数から中性化の進行速度の理論値を算定、調査結果と比較し、理論値より進行が進んでいなければ「長寿命化が可能」と判断する。

3-3 改修周期の設定

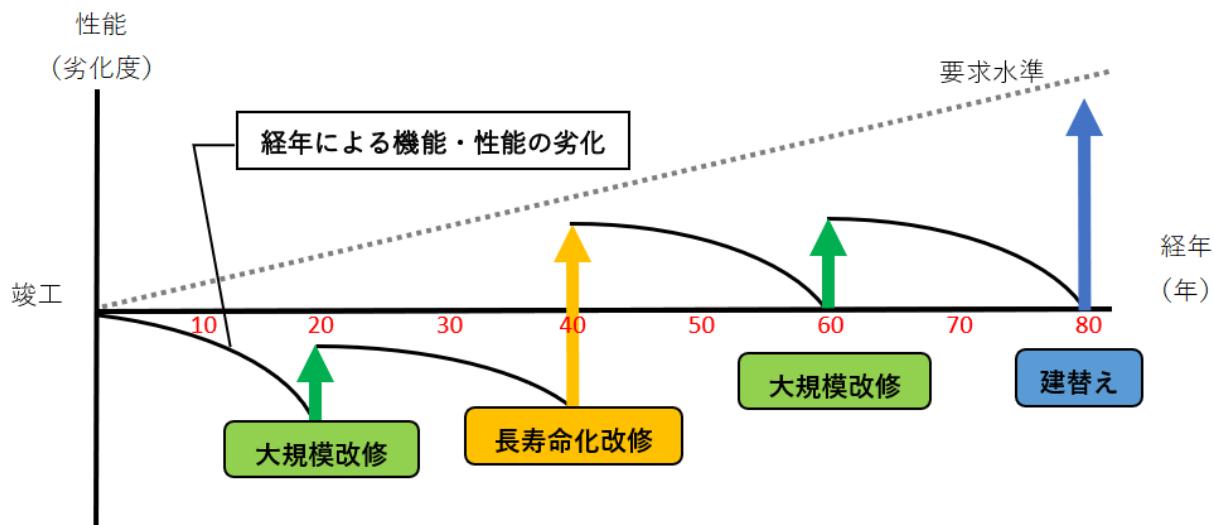
高度成長期に建設された多くの公共建築物は、建設後の維持管理の計画とその予算を計画的に計上しなかったため、実際に老朽化が著しく進んでから莫大な維持管理費用を投じる事後保全型の管理を行ってきました。

今後は、10ページに記載した「部位別改修周期」に示す部位別の標準耐用年数を基本として、建設後、約20年で機能回復のための大規模改修を行い、耐用年数の中間期となる約40年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後、約60年で再び大規模改修を行い、目標耐用年数の約80年で建物の建替えを行います。

事後保全型(従来型)の改修・建替えのイメージ



予防保全型の改修・建替えのイメージ



■予防保全型の改修工事内容

大規模改修	長寿命化改修		
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、社会的要件に対応するための機能向上工事		
<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・建具改修 ・電気設備改修 ・機械設備改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・建具改修 ・電気設備改修 ・機械設備改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート中性化対策 ・鉄筋の腐食対策 ・バリアフリー改修 ・外壁、屋上の断熱化改修 ・省エネルギー機器への更新 	

※「部位別改修周期」に示す部位別の更新周期を基本として改修を実施。

3-4 対策の優先順位の考え方

予防保全型の改修周期を基に、劣化状況の評価指標である健全度を考慮して、改修等の対策の優先順位を検討します。

健全度は、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。健全度40点未満の場合に、優先的に長寿命化改修等の対策を講じることとします。

また、健全度の点数に関わらず、C、D評価の部位は、修繕・改修が必要とし、D評価の部位は、5年以内に部位修繕を実施し、C評価の部位は、10年以内に部位修繕を実施します。(ただし、建替え、長寿命化改修、大規模改修を部位修繕期間内に実施する場合を除く)

健全度の計算式

$$\text{健全度} = \frac{\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分})}{60}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

計算例)

	評価	評価点	配分	
1 屋根・屋上	C	→ 40	× 5.1	= 204
2 外壁	D	→ 10	× 17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→ 75	× 22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→ 100	× 8	= 800
5 機械設備	C	→ 40	× 7.3	= 292
			計 3,148	
			÷ 60	
			健全度 52	

■目視による評価基準【屋根・屋上、外壁】

評価	基準	配点
A	概ね良好	100 点
B	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	75 点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	40 点
D	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある	10 点

■経年による評価基準【屋根・屋上、外壁】

評価	基準	配点
A	20 年未満	100 点
B	20~30 年未満	75 点
C	30~40 年未満	40 点
D	40 年以上、または劣化が著しい場合	10 点

■経過年数による評価基準【内部仕上・電気設備・機械設備】

評価	基準(経過年数)	配点
A	20 年未満	100 点
B	20~40 年未満	75 点
C	40~50 年未満	40 点
D	50 年以上、または劣化が著しい場合	10 点

■部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60.0

※部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

3-5 対象施設の健全度

下表は、施設毎の改修履歴と各部位の劣化状況及び健全度をまとめたものです。

番号	施設名称	建物名称	工事履歴	部位に関する情報					
				屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度
1	消防本部	庁舎	H26 耐震改修	B	C	B	B	B	65
		空気充填室		B	B	C	C	C	53
		会議室仮眠室棟		B	B	B	B	B	75
		事務所棟		B	B	A	A	A	91
		少量危険物保管庫		A	A	A	A	A	100
		無線基地局局舎		-	-	-	-	-	-
2	消防指令センター	消防指令センター	R7LED化(脱炭素)	A	A	A	A	A	100
3	南消防署	庁舎		B	A	B	A	A	89
4	北消防署	庁舎	H23 シート 防水工事・ 上塗膜 防水工事	B	B	B	D	D	58
		車庫		B	B	B	B	B	75
		機械室		B	B	B	B	B	75
		井戸ポンプ室		B	B	B	B	B	75
		訓練塔		B	B	B	B	B	75
5	西消防署	庁舎	R7LED化(脱炭素)	A	A	A	A	A	100
		車庫		A	A	A	A	A	100
		無線基地局局舎		-	-	-	-	-	-
		少量危険物保管庫		A	A	A	A	A	100
6	桜消防署	桜消防署		A	A	A	A	A	100
7	クリーンセンター 花房	クリーンセンター花房		C	C	B	B	B	62
		クリーンセンター花房車庫		B	B	B	B	B	75
		ポンプ室		C	C	B	C	B	57
8	菊池火葬場	菊池火葬場	R5 屋根改修	A	C	B	B	B	67

個別施設計画

番号	施設名称	建物名称	工事履歴	部位に関する情報					
				屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度
9	大津火葬場	大津火葬場	R4 屋根改修	C	B	B	B	B	72
10	納骨堂	納骨堂		A	A	-	-	-	100
11	公用車車庫	公用車車庫		A	A	A	A	-	100
12	旧菊池環境保全組合事務局	旧菊池環境保全組合事務局		A	B	A	A	A	93
13	東部清掃工場	工場棟		-	-	-	-	-	-
		工場棟増築		-	-	-	-	-	-
		管理棟		-	-	-	-	-	-
		倉庫棟		-	-	-	-	-	-
14	環境美化センター	再資源化工場	R6 屋根改修	C	B	B	B	B	72
		ストックヤード棟		A	B	-	A	A	89
		管理棟		A	B	A	A	A	93
		倉庫		A	B	-	-	-	81
		浸出水処理施設		B	B	B	A	A	81
15	旧杉水埋立処分場	浸出水処理施設		B	C	B	B	B	65
16	クリーンの森合志	工場棟	R6 天井 漏水補修	A	B	A	A	A	93
		管理棟		A	A	A	A	A	100
		EV 棟		A	A	A	A	A	100
		計量棟		A	A	A	A	A	100
		洗車棟		A	A	A	A	A	100
17	最終処分場	被覆型最終処分場		B	A	B	A	A	89
		屋外消火栓ポンプ庫		A	A	A	A	A	100
		浸出水処理棟		A	A	A	A	A	100

注 1)「-」は小規模建物や対象設備無、解体の方針が決まっている等により評価対象外。

第4章 施設の維持管理方針と実施計画

下表は、維持管理方針と令和7年度から令和9年度までの実施計画をまとめたものです。

■各施設の維持管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	方針	目標耐用年数	工事種類	工事予定期	工事費用(千円)
1	消防本部	庁舎	・建替え	60	①消防本部・指令センター・南消防署統合施設庁舎建設事業	②R9～R12	③4,000,000
		空気充填室		60			
		会議室仮眠室棟		80			
		事務所棟		80			
		少量危険物保管庫		60			
		無線基地局局舎		60			
2	消防指令センター	消防指令センタ－	(・長寿命化)	80	(・大規模改修)	(・R12～R14)	(・100,000)
3	南消防署	庁舎	・建替え	60	①	②	③
4	北消防署	庁舎	・小規模改修 (・建替え)	80	・機械、電気設備改修、LED化、部位修繕 (・北消防署庁舎建設事業)	・R8 (・R22)	・100,000 (・1,100,000)
		車庫		60			
		機械室		80			
		井戸ポンプ室		80			
		訓練塔		80			
5	西消防署	庁舎	(・長寿命化)	80	(・大規模改修)	(・R11～R12)	(・360,000)
		車庫		60			
		無線基地局局舎		60			
		少量危険物保管庫		60			

個別施設計画

番号	施設名称	建物名称	方針	目標耐用年数	工事種類	工事予定年度	工事費用(千円)
6	桜消防署	桜消防署	・修繕対応 (・長寿命化)	80	(・大規模改修)	(・R25～R26)	(・540,000)
7	クリーンセンター花房	クリーンセンター花房	・長寿命化	50	・機械・電気設備改修 (・長寿命化改修)	・R7～R14 (・R12～)	-
		クリーンセンター花房車庫		50			
		ポンプ室		50			
8	菊池火葬場	菊池火葬場	・修繕対応	80	-	-	-
9	大津火葬場	大津火葬場	・修繕対応	80	-	・R9	・10,000
10	納骨堂	納骨堂	・修繕対応	40	-	-	-
11	公用車車庫	公用車車庫	・修繕対応	60	-	-	-
12	旧菊池環境保全組合事務局	旧菊池環境保全組合事務局	・修繕対応	50	-	-	-
13	東部清掃工場	工場棟	・除却	50	- - - -	・R7～R8	・1,705,000
		工場棟増築		50			
		管理棟		50			
		倉庫棟		50			
14	環境美化センター	再資源化工場	・長寿命化	50	・外壁改修	④R7	⑤29,150
		ストックヤード棟	・修繕対応	50	-	-	-
		管理棟	・長寿命化	50	・計量屋根改修	④	⑤
		倉庫	・修繕対応	50	-	-	-
		浸出水処理施設	・修繕対応	50	-	-	-
15	旧杉木埋立処分場	浸出水処理施設	・修繕対応	50	-	-	-

番号	施設名称	建物名称	方針	目標耐用年数	工事種類	工事予定年度	工事費用(千円)
16	クリーンの森合志	工場棟	・修繕対応	50	-	-	-
		管理棟	・修繕対応	50			
		EV 棟	・修繕対応	50			
		計量棟	・修繕対応	50			
		洗車棟	・修繕対応	50			
17	最終処分場	被覆型最終処分場	・修繕対応	50	-	-	-
		屋外消火栓ポンプ庫	・修繕対応	50			
		浸出水処理棟	・修繕対応	50			

注2)一部令和10年度以降の計画も記載。